

保証制度一覧（一般保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名		概 要	保 証 限 度 額 « » 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
普 通 保 証	一 般 個 別 貸 付 保 証	一般的な貸付についての保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	－
	割 引 保 証	割引についての保証		運 転 資 金	原則 6 か月以内	期日払	割引	① 手形割引の場合：商業手形の写し（表裏） ② 電子記録債権割引の場合：通常開示書面（最新債権情報）の写し
極 度 保 証	手 形 貸 付 根 保 証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で行われる手形貸付についての保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 資 金	12か月以内	随時返済	手形貸付	－
	割 引 根 保 証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で行われる割引についての保証				期日払	割引	① 割引明細書 ※原則として支払人、債務者およびその極度額を限定してください。 ※割引期間は、6 か月以内とします。 ② 支払人および債務者の信用調査書（様式任意）
当座貸越（貸付専用型）根保証		一定の極度額と期間を定め、その範囲内で反復して利用できる当座貸越についての保証	100万円以上 2 億8,000万円以内	事 業 資 金	1 年または 2 年	約定弁済 随時弁済	当座貸越	※信用保証依頼書裏面の「資格要件申告欄」に所定事項を記入してください。
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 当 座 貸 越 根 保 証		一定の極度額と期間を定め、その範囲内でカード等を利用し、反復して利用できる当座貸越についての保証	100万円以上 2,000万円以内					
長 期 経 営 資 金 保 証		一定の要件に該当するかたに、長期的展望に立ち資金繰りの平準化に必要な長期資金について有担保で行う保証	3,000万円以上 2 億円以内 申込みは百万円単位とします。	運 転 ・ 設 備	運転 5 年以上15年以内 設備 5 年以上20年以内	分割返済	証書貸付	業態申告書
小 口 零 細 企 業 保 証 100%		次の（１）から（６）までのいずれかに該当するかたに対して行う保証 （１） 常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5 人）以下の会社及び個人（（2）を除く） （２） 常時使用する従業員数が業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人 （３） 組合員の3 分の2 以上が保証対象事業を行う者である事業協同小組合 （４） 保証対象事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合 （５） 従業員数が20人以下の協業組合 （６） 従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（上記（１）～（５）に該当するかたを除きます。）	2,000万円 ただし、既に利用している信用保証協会（複数協会を利用している場合はその合計）の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含みます。	事 業 資 金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	【経営安定関連保険などを利用する場合】 セーフティネット保証にかかる市町村長の認定書等
超 ワ イ ド 保 証 な ご や		一定の要件に該当する会社または医療法人のかたに、大口・低保証料率・原則無担保で行う保証	2 億8,000万円 ただし、CRD評点が一定以下の場合かつ、申込金融機関において、プロパー融資残高がない場合は1 億円 なお、運転資金の場合は、直近決算の月商3 か月分を限度とします（返済原資が明確な1 年以内の短期資金については、この限度の対象外）。	運 転 ・ 設 備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	「超ワイド保証なごや」に関する説明書
ウ ェ ル カ ム 保 証 な ご や		当協会に残高のないかたに、低保証料率・原則無担保で行う保証	8,000万円	運 転 ・ 設 備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	－
せ つ び 保 証 な ご や		有担保で大口の設備資金等を最長20年で行う保証	2 億円	設 備 資 金 本件設備に付随する運転資金	20年以内	分割返済	証書貸付	事業計画書

保証制度一覧（一般保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « » 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
コ ラ ボ 保 証 な ご や	個人、会社または医療法人のかたに、金融機関プロパー融資と協調で行う保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	10年以内 ただし、設備資金 かつ有担保の場合 は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	「コラボ保証なごや」に関する説明書
税 理 士 連 携 短 期 継 続 保 証	一定の要件に該当する会社に対し、税理士（税理士法人）・金融機関との連携のもと、最大4回の借換（継続）により最長5年間、継続的に利用できる手形貸付についての保証	3,000万円	運 転 資 金	1 年以内 原則、最大4 回ま で借換（継続）が 可能	一括	手形貸付	① 税理士連携短期継続保証（税理士継続）に係る推薦書兼決算概要報告書 【税理士（税理士法人）が認定経営革新等支援機関の場合】 ② 認定通知書の写し
ピ ッ グ 保 証 な ご や	一定の要件に該当する会社または医療法人のかたに、低保証料率・原則無担保で長期一括返済も可能な保証	2 億円	運 転 ・ 設 備	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	ビッグ保証なごやに係る推薦書兼資格要件確認書
事 業 承 継 サ ポ ー ト 保 証	事業承継計画に基づき、議決権株式や事業用資産の取得を行う中小企業者のかたに対して行う保証	2 億8,000万円	① 被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の2分の1超を一括で取得する資金 ② 被後継者が保有する事業用資産の取得資金	20年以内	分割返済	証書貸付	① 事業承継計画書の表紙（様式1） ② 事業承継計画書 ③ 株式評価算定書の表紙（様式2） ④ 税理士又は税理士法人等が作成した株式評価算定書 ⑤ 持株会社及び事業会社の株式名簿の写し ⑥ 事業会社の直近2 期分の確定申告書、登記事項証明書（商業登記簿謄本）及び定款各々の写し
バ リ ュ ー プ ラ ス 1 5 0 な ご や	中小企業者の不動産を有効活用するため、担保引当充足額の150%まで対応する保証	2 億円	運 転 ・ 設 備	運転 15年以内 設備 20年以内	原則 分割返済	証書貸付 手形貸付	－
S D G s 推 進 保 証 な ご や	SDGs推進に取り組む個人、会社または医療法人のかたに低保証料率で行う保証	2 億8,000億円	事 業 資 金	10年以内 ただし、設備資金 かつ有担保の場合 は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	SDGs推進保証なごやに関する説明書 【「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」会員の場合】 上記に加え、会員証の写し
事 業 性 評 価 コ ラ ボ 保 証	取扱金融機関において事業性評価に基づく経営支援を行っている先に対して、長期間の借入を支援する保証	2 億8,000億円	運 転 ・ 設 備	15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 金融機関所定の事業性評価に係る資料 ② 「事業性評価コラボ保証」に関する説明書
健 康 経 営 応 援 保 証 な ご や	全国健康保険協会愛知支部から「健康宣言チャレンジ事業所」の認定証の交付を受けている個人、会社または医療法人のかたに低保証料率で行う保証	2 億8,000億円	運 転 ・ 設 備	10年以内 ただし、設備資金 かつ有担保の場合 は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 健康経営応援保証なごやに関する説明書 ② 全国健康保険協会愛知支部が発行する「健康宣言チャレンジ事業所」の認定証の写し
脱 炭 素 経 営 支 援 保 証 な ご や	脱炭素にかかる取組みを行う個人、会社または医療法人のかたに低保証料率で行う保証	2 億8,000億円	運 転 ・ 設 備	10年以内 ただし、設備資金 かつ有担保の場合 は15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	脱炭素経営支援保証なごやに関する説明書
予 約 保 証	一時的かつ緊急的な資金需要に應えるため、将来の融資に対する予約を可能とすることを目的とし、次の（1）から（4）までのいずれも満たすかたについて行う保証 （1） 同一事業の業歴が3年以上あること （2） 申込金融機関との与信取引が1年以上あること （3） 9区分の保証料率の適用対象であること （4） 保証料率区分が区分2以上であること	2,000万円 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は500万円	事 業 資 金 ただし、旧債決済資金は除きます。	5 年以内 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、10年以内	分割返済	証書貸付	① 「予約保証制度を利用されるお客さまへ」（説明書兼同意書） 【保証承諾後、貸付実行までに保証条件を変更する場合】 ② 予約保証に関する変更依頼書 ※信用保証書の有効期間は365日です。

保証制度一覧（一般保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
経 営 力 強 化 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うかたについて行う保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	(一般保証) 事 業 資 金 (セーフティネット保証5号) 経営の安定に必要な事業資金 ※既存の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 を借り換える場合に限る	運 転 5 年以内 設 備 7 年以内 ただし、既存の保証を借り換える場合は10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 申込人が策定した事業行動計画書 【セーフティネット保証5号を利用する場合】 ③ セーフティネット保証5号にかかる市町村長の認定書
自 主 廃 業 支 援 保 証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者のかたに対して行う保証	3,000万円	廃 業 計 画 の 実 施 に 必 要 と な る 資 金	1 年以内 (かつ、終期は解散予定日より前)	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 廃業計画書 ② 確認書
財 務 要 件 型 無 保 証 人 保 証 制 度	一定の要件に該当する中小企業のかたに対して無保証人で行う保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運 転 7 年以内 設 備 10年以内 ただし、一括返済の場合は2年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書
事 業 承 継 特 別 保 証 制 度	事業承継の段階における一定の要件を満たす中小企業のかたに対して経営者保証を不要として行う保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	事 業 資 金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 事業承継計画書 ② 財務要件等確認書 【既往借入金を借り換える場合】 ③ 借換債務等確認書 【既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合】 ④ 他行借換依頼書兼確認書 【保証料率を軽減する場合】 ⑤ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
事 業 者 選 択 型 経 営 者 保 証 非 提 供 促 進 特 別 保 証 制 度 一部につき100%	一定の要件に該当する法人において、保証料の上乗せにより経営者保証の提供が不要となる保証 (一部、国による保証料補助があります)	8,000万円 ただし、セーフティネット保証4号及び5号については上記とは別に8,000万円(別枠保証)	事 業 資 金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 【別枠保証を利用する場合】 上記に加え、セーフティネット保証4号または5号にかかる市町村長の認定書
プ ロ パ ー 融 資 借 換 特 別 保 証 制 度	金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、保証付融資への借換を認める保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	事 業 資 金 (プロパー融資の返済資金)	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 財務要件等確認書 ② 借換債務等確認書
協 調 支 援 型 特 別 保 証 制 度	金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図るため、信用保証料の一部を国が補助する保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	事 業 資 金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	申込人資格要件申告書兼誓約書 【経営行動計画の策定を行う場合】 上記に加え、経営行動計画書